

～自宅でも確定申告書を作成できます！～

「e-Tax説明会」を開催します

給与や公的年金の確定申告をされる方を中心に、自宅からe-Taxを使用して確定申告を行うための説明会を、下記のとおり開催します。

日時 12月9日(木)、10日(金)、13日(月)
午前10時、11時、午後1時、2時(1日あたり4回開催)
場所 茨城町役場2階 第1・第2会議室

説明会では、マイナンバーカードを利用したマイナポータルの設定方法や、スマホによる確定申告書作成コーナー(e-Tax)を利用した申告について、小冊子を配布して案内します。

是非説明会にお越しいただき、令和3年分所得税の確定申告は、ご自宅からe-Taxで申告していただきますようお願いいたします。

※混雑状況によっては、資料配布のみとさせていただく場合がありますのでご了承ください。
※感染症防止対策として、マスク着用、手指の消毒にご協力をお願いします。咳、発熱等の症状がある方は入場をお断りします。

【問合せ先】 水戸税務署 個人課税部門 ☎ 029-231-4201(直通)
茨城町税務課 住民税グループ ☎ 029-240-7114(直通)

令和3年分申告用 所得税や住民税の「障害者控除」

「障害者控除対象者認定書」の発行について

「障害者手帳」等の交付を受けていない満65歳以上の方で、身体の障がい、または認知症の状態が一定の基準に該当する場合は、「障害者控除対象者認定書」を発行します。

所得の申告にあたり、この認定書を提示することで、「障害者控除」を受けることができます。

▶対象 次の1と2を満たす方

- 1 町の住民票に記載されている満65歳以上の方、または茨城町の介護保険第1号被保険者であること。
- 2 介護保険制度の要介護認定(要支援1・2、要介護1～5)を受けており、町の基準に該当する方。
※「障害者手帳」「療育手帳」「精神障害者保健福祉手帳」等の交付を受けている方は、手帳で控除の申告をする事ができますので、申請の必要はありません。

▶申請について

申請者 控除対象者(本人)または親族
受付期間 令和3年12月1日(水)～令和4年1月31日(月)
窓口 □ 長寿福祉課(1階4番窓口)
持参する物 控除対象者の印鑑(親族の申請は、親族者印が必要)
介護保険被保険者証
手数料 無料
交付 後日郵送(12月受け付け分は、令和4年1月以降送付予定)
※即日交付はできません。

【問合せ先】 長寿福祉課 ☎ 029-291-8407(直通)

茨城町産メロンが茨城県青果物銘柄産地10回目の指定を受けました

水戸農業協同組合茨城町メロン部会のメロンが10回目の茨城県青果物銘柄産地指定を受け、10月11日(月)に、茨城県県央農林事務所で指定証交付式が執り行われました。

茨城県青果物銘柄産地制度は、高品質で信頼性・安全性が市場で高く評価されている青果物産地を指定する制度で、茨城町メロン部会のメロンは昭和62年から指定されています。

例年3月頃から7月頃まで、直売所をはじめ、各スーパーやインターネット販売も実施しています。シーズンになりましたら、是非ご購入ください。

【問合せ先】 農業政策課 ☎ 029-240-7118(直通)



税務課からのお知らせ

土地・家屋の現地確認を行っております！

固定資産税の対象となる土地・家屋は、基準日である毎年1月1日の現況に基づき課税されます。税務課では、課税台帳と現況を照合するため、町内の土地・家屋の調査を随時行っています。ご理解とご協力をお願いします。

また、以下に当てはまる場合はご連絡ください。

- ・家屋を新築、増築したとき
- ・家屋を取り壊したとき
- ・土地の利用状況を変更したとき(太陽光発電施設用地など)

新築・増築の家屋調査にご協力ください！

居宅や物置、車庫などを新築・増築した場合、翌年度から固定資産税が課税されます。税務課では、税額の基礎となる評価額を算出するため、家屋調査を行っています。

調査に当たっては、家屋の完成後、ご案内のお手紙や訪問等で所有者へ連絡し、日程を調整します。調査当日は所有者もしくは代理の方の立会いのもと、30分～1時間程度を予定しています。

調査時にご用意いただくもの

- ・家屋の立面図、平面図の写し
- ・建築確認済証、建築仕様書一式、認印、マイナンバーの確認できるもの
- ・長期優良住宅認定通知書の写し(認定を受けた方のみ)
- ・工事請負契約書の写し(本体施工が町内業者の方のみ)

【問合せ先】 税務課 資産税グループ ☎ 029-240-7114(直通)